

【支援案件の公募に関する説明会】 デジタルアセットを活用した 地方創生に係るJCBAの支援について



Japan
Cryptoasset
Business Association

2021年9月14日
一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会



次第

1. ご挨拶

2. デジタルアセット・暗号資産の 地方創生への親和性について

3. IEO (Initial Exchange Offering) という 新しい資金調達手段

4. 当協会の支援体制について

5. 質疑応答

■ 協会概要

当会は、日本国内において暗号資産ビジネスをはじめるとにあたり、テクノロジー・会計・レギュレーション・商慣行などの面から、必要な情報の調査・研究、知見の集約、意見交換を積極的に行い、業界の健全な発展を目指して設立された。

当会を苗床として自主規制団体である日本暗号資産取引業協会が立ち上がった後は、暗号資産若しくはその他のブロックチェーン上のデジタル資産に関するビジネスも対象に、一般社会への普及啓発、有用なユースケースの発信のほか、分科会における提言や要望を通して、我が国における暗号資産関連ビジネスの持続的な発展を目的に活動している。

会員には、暗号資産交換業者、金融商品取引業者、ブロックチェーン事業者、ウォレット事業者、その他暗号資産関連ビジネス業者、法律事務所、会計監査法人、税理士事務所など100社が参加している。(2021年9月時点)

■ 主な事業内容

提言活動

- ・金融庁および各政党の国会議員へ消費税法制度に関する要望を提出(2016年)
- ・新たなICO規制についての提言、暗号資産の管理に係る意見書、セキュリティトークン規制に関する提言書、デリバティブ規制に関する提言書を提出(2019年)
- ・自民党予算税制政策懇談会において、2021年度税制改正要望書を提出(2020年)など

部会活動

広報部会、マイニング部会、セキュリティ・システム部会、ICO・STO検討部会、税制検討部会、金融部会、カスタディ部会、ステーキング部会、ステーブルコイン部会、NFT部会、ユースケース部会、DeFi部会

勉強会(毎月開催)

講師実績：法律事務所、会計監査法人、暗号資産交換業者、金融機関、ブロックチェーン、システムセキュリティ業者、日本銀行・財務省・警視庁、大学等教育機関など

ユースケース部会について

背景

ビットコインに代表される「暗号資産」については投機の道具といったネガティブなイメージで捉えられる傾向が強く規制や税制が厳格なものへと傾く原動力となり、本来「暗号資産」が備えている、社会に有用な便益をもたらす機能の発揮が妨げられている。

目的

「暗号資産」に係る様々なユースケースを提示することを通じて、「暗号資産」の多様で革新的な側面に係る理解を促進するとともに、ユースケースを実現するために必要なエコシステムの機能と整備に向けた課題について提示することを目的としている。

対象範囲

原則として資金決済法で定義される「暗号資産」を対象とし、いわゆるセキュリティトークン、ステーブルコイン及びNFT は除くが、トークンエコノミー全体や「暗号資産」に係るユースケースの創出に向けた議論においてこれらについても触れる場合がある。

ユースケース部会 運営メンバー



部会長 : 保木 健次 (ほき けんじ)

有限責任 あずさ監査法人 フィンテック・イノベーション部

副部長 金融統轄事業部ディレクター



副部会長 : 吉田 世博 (よしだ せいはいく)

株式会社HashPort 代表取締役



幹事 : 佐野 領子 (さの りょうこ)

QUOINE株式会社 Head of Japan Business Development
& Sales in BD & Sales



法律顧問 : 河合 健 (かわい けん)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー



次第

1. ご挨拶

2. デジタルアセット・暗号資産の 地方創生への親和性について

3. IEO (Initial Exchange Offering) という 新しい資金調達手段

4. 当協会の支援体制について

5. 質疑応答

デジタルアセットとは

- **ブロックチェーン**を活用した財産的価値を表章するデジタルの記録*2
- 発行枚数によるコスト増減が極小であり、**小口分割が容易**
⇒従来より幅広い投資家層を対象に資金を調達することが可能に
- 発行に必要な**資金調達額の低額化**が可能
⇒従来より幅広い事業者が不特定多数から資金調達することが可能に



主なデジタルアセット

	暗号資産 (IEO*1)	ファントークン	NFT*2	デジタル証券 (公募型)
法令上の定義	暗号資産	暗号資産に該当しない (非決済性)	暗号資産に該当しない (非代替性)	電子記録移転有価証券 表示権利等
情報開示	中~重	軽	軽	重
審査	法令に基づく	法規制なし	法規制なし	法令に基づく
流通性	高	小	中	中~高
リターン	投票権や参加権など 非金銭	投票権や参加権など 非金銭	通常リターンはない	金銭等による分配・ 配当等

*1Initial Exchange Offeringの略 *2Non-Fundible Tokenの略

地方創生への活用

1. 地方自治体等による資金調達*

- **暗号資産**（IEO）による用途限定寄附の受付（投票権＋デジタル地域通貨）
- 地方債の起債（**デジタル証券**又は**暗号資産**）
- **暗号資産**による寄附の受付

2. 地方自治体等による地域資源（地域企業や不動産）の資金調達支援

- **デジタル地域通貨**による地域経済圏（トークンエコノミー）の構築
- **デジタルアセット**による資金調達の紹介

*実現にあたって解決すべき事項があり、実施できることを保証するものではありません

デジタル地方債の発行

自治体側メリット

- 起債のハードル（最低発行額等）が下がりこれまで起債できなかった自治体レベルでも発行できる可能性
- 地元特産品や施設利用権又は**デジタル地域通貨**をリターンとすることで、地域のファンや愛着を持つ方等投資家のすそ野が広がり、利息の域外流出を抑えて地域活性化につなげることも考えられる

投資家側メリット

- 小口化され、より愛着のある、又は、ファンである市町村単位で投資できるようになることで、リテール投資家層が投資機会を得るとともに、金銭的リターン以上の満足感を得ることができる

暗号資産による寄附の受付

自治体側メリット

- 維持費は限定的であり、災害時等の緊急財源が必要な事態に備え平時から受付アドレスを公開可能
- 災害時等人手がひっ迫していても受付機能は稼働、QRコード等で受付先のアドレスを読み込めるようにすれば銀行振込のように振込先の口座情報を周知する手間も不要

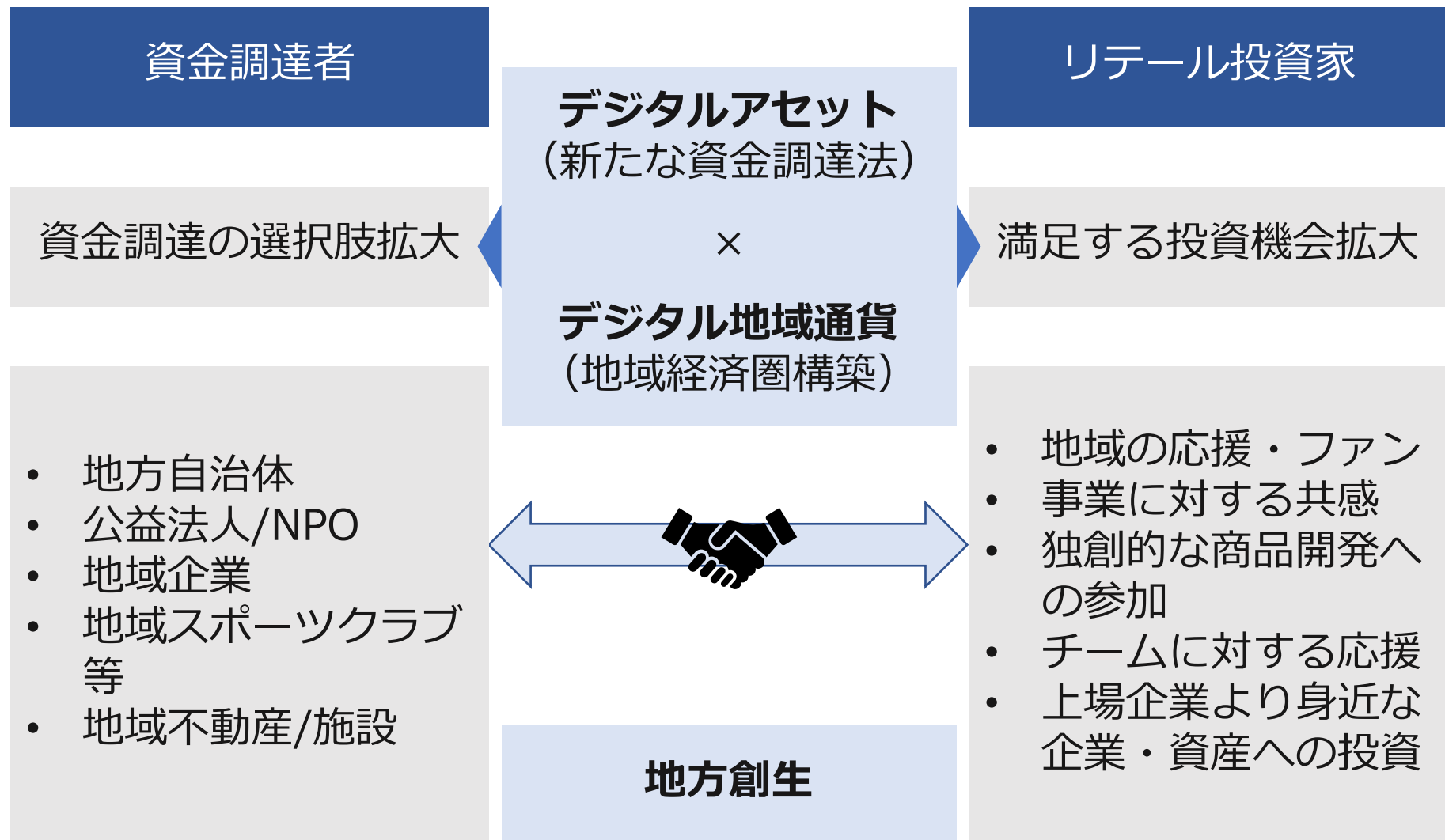
寄付側メリット

- 他の金融資産と比較して高い税率が課せられているため寄附控除があれば寄附に利用されやすい。

デジタル地域通貨

トークンエコノミー：デジタル通貨で形成される経済圏

地域内の加盟店でのみ利用可能なデジタル地域通貨を開発し、**デジタルアセット**の利息等に活用したり、デジタル地域商品券として返礼品に活用したりするなど他の施策と連動させることで地域内での資金循環を高め、地域活性化効果を向上させることことが可能と考えられる





次第

1. ご挨拶

2. デジタルアセット・暗号資産の 地方創生への親和性について

3. IEO (Initial Exchange Offering) という 新しい資金調達手段

4. 当協会の支援体制について

5. 質疑応答

3. IEO (Initial Exchange Offering) という新しい資金調達手段

地方活性化のための財源問題の解決が急務

地方では迅速で柔軟性ある解決策が求められている課題が山積み

- ▶ 人口流出、雇用減少、少子高齢化、環境問題等課題は山積。
- ▶ 防災対策、医療、インフラ維持、DX化、産業創出などの対策が必要

地方が主体となって対処するには新たな財源確保が課題

- ▶ 税収減の一方で、インフラ維持のコストは下がらず、地方財政が逼迫
- ▶ 昨年以降、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化で地域経済は疲弊している
- ▶ 補助金などの自治体負担の増加により更なる税収減が予想される
- ▶ 地方自治体では慢性的な財政悪化が続き、新たな資金源が必要である

地域独自の暗号資産発行が自主財源の選択肢の一つに

- ▶ 交付金や起債といったこれまでの手法だけではなく、独自性や自主性を持った方法が求められる
- ▶ 近年では、ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングなどの新しい手法が増加している
- ▶ が、過当競争でかえって自治体の財政を圧迫
- ▶ 地方自治体若しくは域内公益法人による独自の暗号資産の発行も選択肢の一つとして考えられる



新しい解決ソリューションとしての“IEO”の活用

法改正で誕生した新しい資金調達方法

- ▶ IEO (Initial Exchange Offering) は、暗号資産を発行・販売して資金を調達する新たな手法
- ▶ 数年前に世界的にブームとなった暗号資産の販売による資金調達 (ICO : Initial Coin Offering) は、発行体の透明性、プロジェクトの継続性や適切な評価が、必ずしも担保されておらず、消費者保護の観点等から規制の必要性について広く議論されてきた
- ▶ そうした経緯の下、現状では発行体が暗号資産交換業者に受託販売を委託するIEOが主流となりつつある
- ▶ 改正資金決済法施行以降、ガイドライン策定等の制度整備がなされており、法的には実施可能な体制になっている



安全で公平な暗号資産発行であるIEOの国内で最初の案件が今年7月に実施

- ▶ 金融庁に登録された暗号資産交換業者が発行元から委託を受けて販売を行うため信頼性が高く、暗号資産交換業者での上場を前提に暗号資産の販売が行われるため、購入者に対して適切な取引環境の提供が可能
- ▶ 暗号資産交換業者のユーザーであれば誰でも購入が可能であり、金融庁の定めるガイドラインに沿った販売を行い、公平な機会提供が可能に
- ▶ 国内初事例をHashPort子会社Hashpaletteが実施し、9億の公募に対して224億円の応募、上場後に価格が20倍まで上昇するなど成功を収めた

新しい技術（暗号資産/ブロックチェーン）の活用による地方活性化

暗号資産の特徴

Decentralized
(自律分散的仕組み)

Community
(共助的な仲間)

Incentive
(持続的な動機設計)

暗号資産が地方創生で果たす役割

「まち」の活性化
衆智を取り入れたオープンガバナンス
による地域全体の活性化

「ひと」の活性化
トークン保有を通して世界で
地域に関心を持つファンを創出

「しごと」の活性化
独自財源の確保と多様な意見によって
特色ある産業を育成

公助

共助

自助

暗号資産を触媒に
地域の自主性を尊重し、
持続的な成長を目指す

新規暗号資産の発行者の審査項目について

新規暗号資産の販売に関する規則 (一般社団法人 日本暗号資産取引業協会/JVCEA)

第2章 必要な体制

● 第4条 対象事業の審査

対象事業の「適格性、実現可能性及び持続可能性」 = 「実現可能性等」

暗号資産交換業者による審査 ⇒ JVCEAによる検証 という流れ

● 第4条1項 対象事業の審査項目

- (1) 発行者の健全性及び独立性
- (2) 発行者のガバナンス及び内部管理体制の状況
- (3) 発行者の財務状態及び資金繰り状況の健全性
- (4) 対象事業の適格性
- (5) 対象事業の遂行のために必要な体制
- (6) 対象事業の見通し
- (7) 調達資金の用途の妥当性
- (8) その他会員が必要と認める事項



次第

1. ご挨拶

2. デジタルアセット・暗号資産の 地方創生への親和性について

3. IEO (Initial Exchange Offering) という 新しい資金調達手段

4. 当協会の支援体制について

5. 質疑応答

デジタルアセットを活用した地方創生等に係る支援案件の公募について

背景

- 「デジタル」は、地方がこれまで負ってきた様々なハンデを乗り越える有効な武器ですが、要となる「金融」領域のデジタル化には、デジタル技術に加えて複雑な法規制を遵守するための専門的な知見も必要になります。
- このように専門性が求められる金融領域の中でも、「デジタルアセット」*は、既存の金融サービスではカバーできない「応援や共感に基づく投資」といった金融機能を実現可能であり地方創生と親和性が高い一方、活用に必要な高度な専門性を持つ人材が非常に限定的で、かつ、様々な事業体に分散しているという課題があります。

*主としてブロックチェーンを基盤とする暗号資産、デジタル通貨、デジタル証券及びNFT等を総称

目的

日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）は、「デジタルアセット」に係る専門家が数多く会員となっている国内屈指の業界団体であり、「デジタルアセット」の社会的有用性を示すため、地方創生等の社会的課題の解決に向けて「デジタルアセット」に係る専門的知見を必要とする案件を**募集**し、JCBAの専門性を活用した支援活動を行います。

募集する案件

デジタルアセット（暗号資産、デジタル通貨、デジタル証券、NFT等の総称）を活用して地方創生等の社会的課題の解決を図るプロジェクト等

募集要項

実施主体：日本暗号資産ビジネス協会

募集対象：地方自治体、公共団体、
NPO、地域企業

支援の態様例：デジタルアセットの活用に係る以下のような支援

- 活用スキーム・プロジェクトの検討/策定
- 法規制に関する助言の提供
- システム等に係る技術的な助言の提供
- 法規制遵守態勢の構築
- システム等の構築の支援

支援の体制：支援内容に応じて、JCBA及び会員（以下「JCBA会員等」という）から構成されるプロジェクトチーム（以下、「PT」という）を組成するとともに、必要に応じて、JCBA会員等が有するネットワーク等を通じた外部専門家も招聘

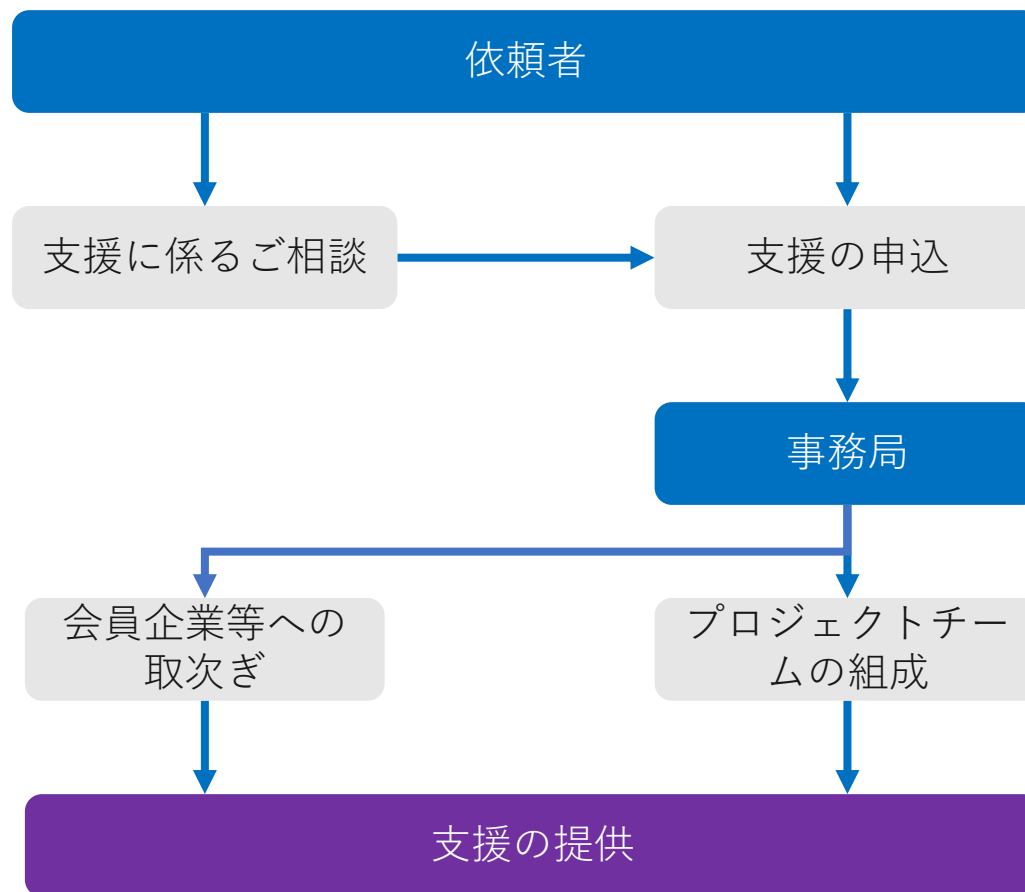
募集期間：2021年8月11日（水）～
2021年10月29日（金）

相談・申込先：日本暗号資産ビジネス協会事務局までメールで申込用紙を送付ください。
info@cryptocurrency-association.org

想定する依頼者及び案件の例

- 例①：暗号資産による財源調達を検討する地方公共団体に対する地方創生 IEO（Initial Exchange Offering）の支援
- 例②：デジタル証券及びデジタル地域通貨を活用した地方商工会議所や地方金融機関による地方活性化プロジェクトの支援
- 例③：地方自治体のスマートシティ構想等の金融機能を含むプロジェクトに係る公募へ応札する企業との共同提案
- 例④：地方公共団体とのデジタルアセットに係る専門的助言の提供に係る MOUの締結

募集及びご相談の流れ





次第

1. ご挨拶

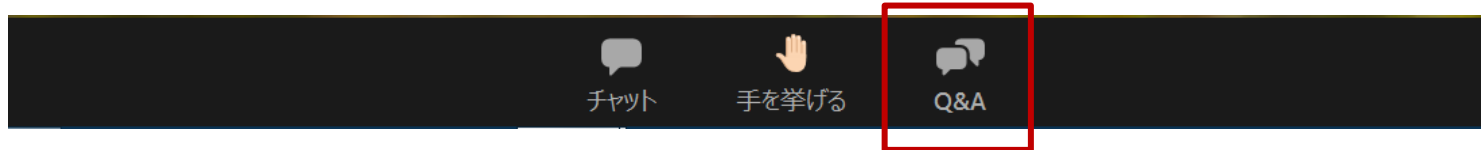
2. デジタルアセット・暗号資産の 地方創生への親和性について

3. IEO (Initial Exchange Offering) という 新しい資金調達手段

4. 当協会の支援体制について

5. 質疑応答

- ・ 画面下の「Q&A」や、音声での質問も承ります。



■ 本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）事務局

E-mail : pr@cryptocurrency-association.org



Japan
Cryptoasset
Business Association